

北斗わかば居宅介護支援事業所重要事項説明書

当事業所は、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次のとおり説明します。

1 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 医療法人社団 三誠会 |
| (2) 法人所在地 | 静岡県浜松市浜名区於呂3181-1 |
| (3) 電話番号 | 053-588-5000 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 杉本昌宏 |
| (5) 設立年月日 | 平成15年12月10日 |

2 事業所の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定居宅介護支援 |
| (2) 事業の目的 | 介護保険法に従い、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、適切な居宅サービス計画を作成し、かつ、居宅サービスの提供が確保されるよう関連機関との連絡調整を行う。 |
| (3) 事業所の名称 | 北斗わかば居宅介護支援事業所
平成21年3月15日静岡県指定
介護保険事業所番号 第2277200578号 |
| (4) 事業所の所在地 | 静岡県浜松市浜名区豊保245-6 |
| 電話番号 | 053-580-3330 |
| (6) 事業所長(管理者) | 澤木 かおり |
| (7) 当事業所の運営方針 | <ul style="list-style-type: none">・ 利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス、福祉サービス、インフォーマルサービスが多様な主体等から包括的に提供されるよう居宅サービスを計画する。・ 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設との連携に努める。 |
| (8) 開設年月日 | 平成21年3月15日 |

3 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

浜名区：油一色、内野、内野台、大平、小野、於呂、上島、上善治、貴布祢、小林、小松、三大地、新原、善地、染地台、高菌、高畑、寺島、道本、豊保、永島、中条、中瀬、新野、新堀、西中瀬、西美菌、沼、根堅、灰木、東美園、平口堀谷、本沢合、宮口、八幡、横須賀、四大地、竜南、都田、新都田

天竜区：二俣

磐田市：豊岡、磐田

※上記以外の区域は、個別に相談するものとする

(2) 営業日及び営業時間

① 営業日 月曜日～金曜日 第1, 3土曜日

ただし、祝祭日、年末年始12月30日から1月3日を除く

② 営業時間 8時30分～17時30分(土曜日は8時30分～12時30分)

③ 営業時間外の連絡先

営業時間外については、電話にて24時間連絡可能な体制を確保 かつ必要に応じて相談に対応する体制を確保しています。

連絡先電話番号 053-580-3330

4 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※令和3年4月1日現在

職 種	配 置 人 員	職 務 内 容
管 理 者 (主任介護支援専門員)	1 名 (常勤・専従) (介護支援専門員兼務)	・事業所全体の総括 ・事業所の従業員及び業務の一元的管理 ・事業所の従業員に対する法令順守の指示 ・職員教育教育 ・介護支援専門員に対する助言、指導指導 ・介護支援専門員業務

介護支援専門員	上記以外に 介護支援専門員を 3名以上(常勤・専従)	<ul style="list-style-type: none"> ・各種相談援助業務業務 ・居宅サービス計画の作成と調整 ・住宅改修理由書の作成 ・利用者の要支援、要介護申請に関する必要な協力 ・給付管理業務
---------	----------------------------------	---

5 当事業所が提供するサービス

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

① 居宅サービス計画の作成

契約者ご家庭を訪問しご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して居宅サービス計画を作成します。

居宅サービス計画作成手順は、次のとおりです。

- ・ 介護支援専門員が訪問して、ご利用者及び家族の状況をお伺いします。場合によっては、ご了解を得て、主治医に意見を尋ねることがあります。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたって、当該地域におけるサービス事業所に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対し提供して、契約者にサービスの選択を求めます。
- ・ ご利用者及び家族の希望、解決すべき課題に対応するために、最も適切なサービスの組み合わせについて検討し、ご利用者及び家族の意向、総合的な援助方針、解決すべき課題、提供されるサービスの種類・内容・利用料などを記載した居宅サービス計画の原案を作成します。
- ・ 介護支援専門員を中心に開くサービス担当者会議等において、居宅サービス計画の内容について検討します。
- ・ 原案の居宅サービス計画を、契約者又はその家族等に説明し、契約者の同意を得た上で決定することとします。
- ・ 居宅サービス計画の内容、利用料、介護保険適用状況などを説明し、了解を得ます。

※利用者は、複数の指定居宅サービス事業者などの紹介を求める事や、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求める事が出来ます。

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行ない、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ ご契約者の意見を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意にもと基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 情報提供

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合、又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤ 要介護認定の申請(変更)代行

申請書の記載を代行し、関係市町村に提出します。

⑥ 居宅サービス事業者との契約締結に関する必要な援助

居宅サービス事業者との契約締結に際し、必要な援助をいたします。

⑦ 居宅サービス事業者・関連事業者との連絡、調整

サービス内容を電話、ファクス等にて調整、確認します。

⑧ 給付管理票の作成提出

給付管理票を国民健康保険団体連合会へ提出し、サービス状況のチェックを受けます。

⑨ 情報公表制度

公正中立性の確保について、半年ごとの期間において当事業所の作成したケアプランに位置づけたサービス事業者を別紙にて説明いたします。また、情報公開制度でも公表します。

令和3年4月1日改正

6 利用料金

このサービスの利用料及びその他の費用は、以下のとおりです。

(1) 利用料 (1単位 : 10.21円)

① 居宅介護支援費(居宅介護支援費Ⅰ・1月につき)

要介護 1・2 (1,076単位)

要介護 3・4・5 (1,398単位)

※ 当事業所の一人当たりの担当人数は40人未満です

中山間地域等居住者サービス提供加算 上記所定単位数に100分の5加算

② 加算料金

・初回加算(新規に居宅介護支援の提供月) (300単位)

・特定事業所加算(Ⅱ)(1月につき) (400単位)

・入院時情報連携加算(Ⅰ)(1月1回) (200単位)

・入院時情報連携加算(Ⅱ)(1月1回) (100単位)

・退院退所加算

カンファレンス参加 無 連携1回 (450単位)

連携2回 (600単位)

カンファレンス参加 有 連携1回 (600単位)

連携2回 (750単位)

連携3回 (900単位)

・緊急時等居宅カンファレンス加算 (200単位)

・通院時情報連携加算(1月1回) (50単位)

(浜松市は、地域区分が「7級地」であるため、単位数に10.21円を乗じた額が料金となっています。)

※ 要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるため自己負担はありません。

※ 保険料等の滞納により、法定代理受領が出来なくなった場合は、1ヶ月につき要介護度に応じて上記金額をいただきます。この場合サービス提供証明書を発行しますので、ご契約者が住民登録のしてある市町村の窓口へ提出し払い戻しを受けてください。

(2) 交通費

前記3 の通常の事業実施地域にお住まいで当事業所のサービスを受けられる方は、無料です。

それ以外の地域にお住まいの方については、通常の実施地域を越えた地点から交通費実費として下記の金額をいただきます。

1キロメートルあたり 10円

(3) 要介護認定申請代行費

介護支援専門員が要介護認定の代行申請を行うための費用は、無料です。

(4) 複写物の交付費

ご契約者が、サービス提供についての記録物等複写物を必要とする場合は、無料です。

(5) 支払い方法

前記(1)の支払い料金が発生した場合は、月ごとに計算し請求をします。翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。なお、(2)の交通費については、サービス利用終了時にその都度お支払い下さい。

- ① 事業所指定口座へ振り込み
- ② 現金支払い

7 秘密の保持と個人情報の保護

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

当事業所では、サービスを提供する上で知り得たご利用者及びご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約終了後も継続します。

(2) 個人情報の使用・提供に関する注意事項について

事業者は、前項の規程に関わらず、ご利用者及び家族の個人情報を、以下のために必要最小限の範囲内で使用、提供又は収集します。

- ① 利用者に係わる居宅サービス計画の立案や円滑なサービスの提供のために実施されるサービス担当者会議での情報提供
- ② 介護支援専門員とサービス事業者との連絡調整
- ③ ご利用者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必要がある場合
- ④ 利用者の容態の変化にともない、緊急連絡を必要とする場合

(3) 個人情報に関する情報共有に必要な書類例は以下のとおり

(必要書類例)

- | | |
|-------------|----------------|
| ① 介護保険被保険者証 | ② アセスメントに関する書類 |
| ③ 居宅サービス計画 | ④ 経過報告書 |
| ⑤ 主治医の意見書 | ⑥ サービス提供記録 |
| ⑦ 身体障害者手帳 | ⑧ 診断書 |

※上記担当者会議をテレビ電話装置等の活用により開催することがあります。

(4) 個人情報の使用及び提供期間は、サービス契約期間に準じます。

8 緊急時、事故発生時の対応について

- ① サービス提供期間中 ご利用者に病状の急変など緊急の事態や事故が発生した場合、速やかにご利用者のご家族、関係市町村、主治医等に連絡するとともに、救急治療救急入院などの必要な措置を講じます。
- ② 当事業所が利用者に対して行った居宅介護支援サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

9 虐待防止について

当事業所では、ご利用者等の人権の擁護・虐待防止のために管理者を虐待防止に関する責任者とし、必要な職員研修を実施するとともに、地域包括支援センター等との連携を図ります。また、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

10 感染症対策について

当事業所において、感染症が発生し、又はまん延しない様に、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

11 サービス提供に関する相談・苦情について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情の相談は、下記の相談窓口で行います。

① 苦情受付窓口（担当者）

北斗わかば居宅介護支援事業所 管理者 澤木 かおり

電話番号 053-580-3330

② 受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時30分

第1, 3土曜日 8時30分～12時30分

ただし、祝祭日及び年末年始12月30日～1月3日を除く

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

中央福祉事務所 長寿支援課 中央区役所内 (旧中区・北区 三方原地区)	浜松市中央区元城町103-2 電話番号 053-457-2324
浜名福祉事務所 長寿保険課 浜名区役所内(旧浜北区)	浜松市浜名区貴布祢3000 電話番号 053-585-1122
天竜福祉事務所 長寿保険課 天竜区役所内	浜松市天竜区二俣町二俣481 電話番号 053-922-0065
浜名福祉事務所 長寿保険課 北行政センター内 (旧北区 三方原地区以外)	浜松市浜名区細江町気賀305 電話番号 053-523-2863
中央福祉事務所 東行政センター内(旧東区)	浜松市中央区流通元町20-3 電話番号 053-424-0184
磐田市役所 健康福祉部 高齢者支援課 事業給付グループ	磐田市国府台57-7 iプラザ(総合健康福祉会館) 電話番号 0538-37-4869
静岡県国民健康保険団体連合会 (介護保険課)	静岡市葵区春日町2-4-34 電話番号 054-253-5590

(3) 相談・苦情解決の体制及び手順

苦情又は相談があった場合には、ご利用者の状況を詳細に把握するよう必要に応じ聞き取り調査のため訪問し、事情の確認を行い、苦情に関する問題点を把握した上で検討を行い、再発防止の対策を決めていきます。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、ご利用者へは、必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

12 サービスの利用に関する留意事項

(1) 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分配慮するものとします。

(2) ご契約者からの交替の申し出

専任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

13 重要事項説明年月日

この重要事項説明書の説明年月日 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(事業者)	所在地	浜松市浜名区於呂3181-1
	法人名	医療法人社団 三誠会
	代表者氏名	理事長 杉本昌宏 ㊞
	事業所名	北斗わかば居宅介護支援事業所
	事業所住所	浜松市浜名区豊保245-6
	説明者氏名	㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意します。

〈利用者〉 住 所

氏 名

(代理人)

住 所

氏 名